



令和 8 年 生駒市議会（第 3 回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	26 件
・ 予算	6 件
・ 補正予算	3 件
・ 条例	13 件（改正 13 件）
・ 市道路線の認定	1 件
・ 市道路線の廃止	1 件
・ 人事	2 件

- 令和 8 年度予算 「令和 8 年度予算案の概要（別冊）」及び「令和 8 年度生駒市当初予算（案）
主な新規主要事業（別紙記者会見資料）」を参照

■ 補正予算

◇一般会計（第 9 回）

補正前予算	508 億 728 万 4 千円
補正予算	9 億 8,763 万 7 千円
補正後予算	517 億 9,492 万 1 千円

<歳出> ※（ ）内の数字は歳入の補正

【新しい地域コミュニティ構築の推進】

・担い手不足や高齢化により従来のような深い地域活動が弱体化する中で、平時における「顔の見える関係」は、災害時における住民相互の助け合いや高齢者の孤立防止につながることから、住民自らが「ゆるやかな関係性」を築くことで、新しい助け合いの仕組みづくりを目指します。

具体的には、デジタル技術を活用して地域活動を「見える化」し、市民が「どこで何が行われているか」を簡単に把握・参加できる仕組みを整備します。また、趣味や関心ごとを入口としたワークショップを開催し、「関わりたいが方法がわからない」層の行動を促し、持続的なご近所づきあいへとつなげます。 4,004 万 2 千円（国補 2,002 万 1 千円）

【防災】

- ・国の「地域未来交付金(地域防災緊急整備型)」を活用して、発災初動期の避難所生活の質の向上に必要な資機材を購入します(段ボールベッド、テント式パーティション等)。

4,813万4千円(国補2,406万7千円、市債600万円)

【福祉】

- ・厚生労働省の平成25年のデフレ調整による生活保護基準改定が、最高裁判決により違法とされ、当時の保護変更決定処分が取り消されたことから、追加給付を行います。

3,546万6千円(国負2,659万9千円)

- ・上記給付に伴う事務費

436万6千円(国補436万6千円)

- ・介護事業所の生産性向上と業務負担の軽減のため進めているケアプランデータ連携システムの導入をさらに進めるため、事業所に対して県の補助を活用し伴走支援等を行います。

850万円(県補850万円)

- ・奈良県による、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した児童扶養手当受給世帯のこども1人あたり2万円の給付(約850人)に向けて、必要な予算を補正します。

1,870万円(県補1,870万円)

【教育】

- ・令和9年度開校予定の学びの多様化学校について、国の補正により学びの多様化学校整備費が措置されたことから補正予算を計上します。

1億5,000万円(国補8,332万2千円、市債8,330万円、繰入金△1,664万5千円)

【その他】

- ・退職者数の見込みが変動したことにより、増額補正を行います。

3億7,000万円(繰入金3億7,000万円)

- ・基幹系システムの標準化対応費用について、対応作業の見直しや工程の精査で減額が生じたため補正を行います。

△7,030万2千円(国補△7,030万2千円)

- ・国の補正予算により地方交付税が増額されたことから、今後の大型事業に対する地方債の償還に備えて、減債基金に積み立てを行います。

3億8,273万1千円

◇債務負担行為の設定

- ・新しい地域コミュニティ構築の推進(上記)(R8~9)

4,000万円

- ・上中学校長寿命化改修事(R7~10)

1億784万8千円

◇国民健康保険特別会計(第3回)

補正前予算	102億1,646万6千円
補正予算	8,206万4千円
補正後予算	102億9,853万円

- ・ 国保事業費納付金の再算定に伴う納付金額の追加のための補正
8,202万6千円(基金繰入金8,202万6千円)
- ・ 国保財政調整基金の利子収入が、当初見込みを上回るための補正
3万8千円(財産運用収入3万8千円)

■ 条例

1 生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(議案第14号 24ページ)

・趣旨

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続法」が改正されることから、所要の改正を行うもの。

- ・ 施行日 令和8年5月21日
- ・ 担当課 総務課 TEL 0743-74-1111(内線3050)

2 生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について(議案第15号 26ページ)

・趣旨

カスタマーハラスメントへの対応として本条例の目的として不当要求行為に適切な対応を行うことなどを明確化するとともに、公益目的通報制度(内部通報制度)の運用強化に向けて匿名通報に係る条件をなくし、事案の概要を公表事項として追加するため、改正するもの。

- ・ 施行日 令和8年4月1日
- ・ 担当課 総務課 TEL 0743-74-1111(内線3050)

3 生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について(議案第16号 28ページ)

・趣旨

「地方自治法」及び「地方自治法施行令」の改正により、所要の改正を行うもの。

- ・ 施行日 令和8年9月24日
- ・ 担当課 監査委員事務局 TEL 0743-74-1111(内線3650)

4 生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 17 号 30 ページ）

・趣旨

行政組織改編に伴い、教育委員会において教育学習施設等の施設整備及び管理業務での業務量の増加が見込まれることから、市長部局の定数を減員し、教育委員会部局の定数を増員するため、改正するもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 人事課 TEL 0743-74-1111（内線 4250）

5 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 18 号 31 ページ）

・趣旨

職員の働きやすい環境づくりのため、週休 3 日を可能とするフレックスタイム制を導入するため、改正するもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 人事課 TEL 0743-74-1111（内線 4250）

6 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 19 号 35 ページ）

・趣旨

令和 7 年 8 月の人事院勧告に基づき、通勤手当の改定等、所要の改正を行うもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 人事課 TEL 0743-74-1111（内線 4250）

7 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 20 号 43 ページ）

・趣旨

会計年度任用職員の小・中学校の講師において、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正や県費非常勤講師との給与格差の解消を図るため、給与表の上限号級を引き上げる必要があることから、改正するもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 教育総務課 TEL 0743-74-1111（内線 2650）

8 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 21 号 44 ページ）

・趣旨

国民健康保険税は県内市町村で統一基準化されていることから、令和 8 年度の賦課限度額を県が示す賦課限度額に、改正するもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 国保医療課 TEL 0743-74-1111（内線 7450）

9 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 22 号 45 ページ）

・趣旨

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正により、所要の改正を行うもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 建築課 TEL 0743-74-1111（内線 3450）

10 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 23 号 46 ページ）

・趣旨

「介護保険法施行令」の一部改正により、令和 7 年度税制改正に伴う保険料収入の減少を防ぐため、税制改正前と同様の保険料の判定となるよう、所要の改正を行うもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 介護保険課 TEL 0743-74-1111（内線 7400）

11 生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 24 号 53 ページ）

・趣旨

民間における地価水準の変動等を踏まえて国道の占用料を改正する「道路法施行令」の改正に合わせ、市道に係る占用料を改正するもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 管理課 TEL 0743-74-1111（内線 2041）

12 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 25 号 55 ページ）

・趣旨

「一般職の職員の給与に関する法律」等の一部改正により、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正されることに伴い、改正するもの。

・施行日 令和 8 年 4 月 1 日

・担当課 消防本部総務課 TEL 0743-73-0119

13 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 26 号 57 ページ）

- ・趣旨

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正により、対象火気設備に簡易サウナが追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

- ・施行日 令和 8 年 3 月 31 日

- ・担当課 消防本部予防課 TEL 0743-73-0119

■ 市道路線の認定

1 開発行為に伴う帰属道路の市道路線認定

- ①～⑥ 萩の台

- ⑦～⑨ 中菜畑 2 丁目

- ⑩、⑪ 壱分町

- ⑫ 山崎町

2 移管（奈良県→生駒市）に伴う市道路線認定

- ⑬ 東生駒 1 丁目～小平尾町

■ 市道路線の廃止

1 移管（奈良県→生駒市）による既存市道の再編成に伴う市道路線廃止

- ① 東生駒 1 丁目～小瀬町

■ 人事

- ・ 生駒市教育委員会委員の任命

吉尾 典子（よしお のりこ）氏、水谷 雅美（みづたに まさみ）氏（新任）

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（諮問）

井上 順子（いのうえ じゅんこ）氏（新任）